



長野労働局発表（3 - 32）
令和3年8月5日

担	長野労働局労働基準部
当	賃金室長 浜 幸好 室長補佐 宮澤 明芳 TEL 0 2 6 - 2 2 3 - 0 5 5 5 FAX 0 2 6 - 2 2 3 - 0 5 9 1

報道関係者 各位

長野県最低賃金「時間額 877 円」を答申 ～ 28 円上げは、過去最高の上げ幅 ～

- 1 長野地方最低賃金審議会（会長 倉崎哲矢）は、長野労働局長（小野寺喜一）に対し、本日、現行の長野県最低賃金、時間額849円を **28 円** 上げ、**877 円** に改正することが適当である旨の答申を行いました。
- 2 長野労働局としては、この答申を踏まえ、長野県最低賃金の改正に係る手続き（異議申立の公示など）を進めます。
- 3 改正された最低賃金は、本年 10月1日 に発効する予定です。
- 4 また、今回の改正は過去最高の上げ幅となったことから、新型コロナウイルス感染症拡大の影響や今回の最低賃金の引き上げに伴うコスト増を十分に踏まえ、事業の存続と雇用の維持に向け、改正後の最低賃金の周知と併せて、最低賃金を引き上げやすい環境整備の一助として 中小企業・小規模事業者等への支援策（要件拡充の業務改善助成金等） についても、広く周知を行い、中小企業・小規模事業者等へのきめ細やかな支援に積極的に取り組んでまいります。

【ポイント】

- ・ **28 円** の上げは、平成14年度に時間額単独方式に移行して以来、過去最高の上げ幅。
- ・ 対前年度上げ率は、**3.30%**。
- ・ 中央最低賃金審議会における地域別最低賃金の上げ目安は全国一律 **28 円**。
（令和3年7月16日付け中央最低賃金審議会から厚生労働大臣への答申）

資料(別添1) 長野県最低賃金の改定額及び上げ額の推移、対前年度上げ率(過去10年)

(参考) 【 中小企業・小規模事業者等への主な支援策 】

最低賃金および賃金の引き上げの環境整備、雇用の維持を図るため、以下の支援策を実施しています。

業務改善助成金

別添2

8月1日から対象人数の拡大や助成上限額を引き上げ、助成対象となる設備投資の範囲の拡大、45円コースの新設、同年度内の複数回申請を可能にするなど、特例的な要件の緩和・拡充を行います。

https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/kakushu_joseikin/_119870.html

キャリアアップ助成金

<賃金規定等改定コース>

すべてまたは雇用形態別や職種別など一部の有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給させた場合に助成します。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

雇用調整助成金等

当該助成金の特例措置について検討されています。 別添3

<https://www.mhlw.go.jp/content/11603000/000813239.pdf>

地域別最低賃金の未満率及び影響率の推移

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R 2 年度
長野県最低賃金	694	700	713	728	746	770	795	821	848	849
引上額	1	6	13	15	18	24	25	26	27	1
引上率	0.14	0.86	1.86	2.10	2.47	3.22	3.25	3.27	3.29	0.12
加重平均	737	749	764	780	798	823	848	874	901	902
全国計 引上額	7	12	15	16	18	25	25	26	27	1
引上率	0.96	1.63	2.00	2.10	2.31	3.13	3.04	3.07	3.09	0.12

令和3年8月から

「業務改善助成金」の要件緩和・拡充を実施しています

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資など（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）
を行った場合に、その費用の一部を助成します。

詳しくはHPをご覧ください！

長野労働局 業務改善助成金 検索



変更後のコース内容

※申請期限：令和4年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	1人	20万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】 4/5 生産性要件を満たした場合は9/10(※2)
		2～3人	30万円		
		4～6人	50万円		
		7人以上	70万円		
		10人以上(※1)	80万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円		
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上(※1)	120万円		
(新設) 45円コース	45円以上	1人	45万円		
		2～3人	70万円		
		4～6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上(※1)	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上(※1)	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上(※1)	600万円		

(※1) 10人以上の上限額区分は、以下のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場

②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

(※2) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

○助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

その他の変更点

- ◆ PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども生産性向上の効果が認められる場合は対象になります。
※特例のうち、②生産量要件に該当する場合であって、引上げ額30円以上の場合に限ります。
- ◆ 同一年度内に複数回（2回まで）申請することができます。

ご留意頂きたい事項

- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ 事業完了の期限は令和4年3月31日です。

お問い合わせ先

- ◆ 「業務改善助成金コールセンター」まで、お気軽にお問い合わせください。（8月10日運用開始）
【電話番号】03-6388-6155 【受付時間】平日8:30~17:15

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、
最寄りの都道府県労働局に提出
※申請先は、各労働局雇用環境・均等部（室）

審査

交付決定後、
提出した計画に
沿って事業実施

労働局に
事業実施結果
を報告

審査

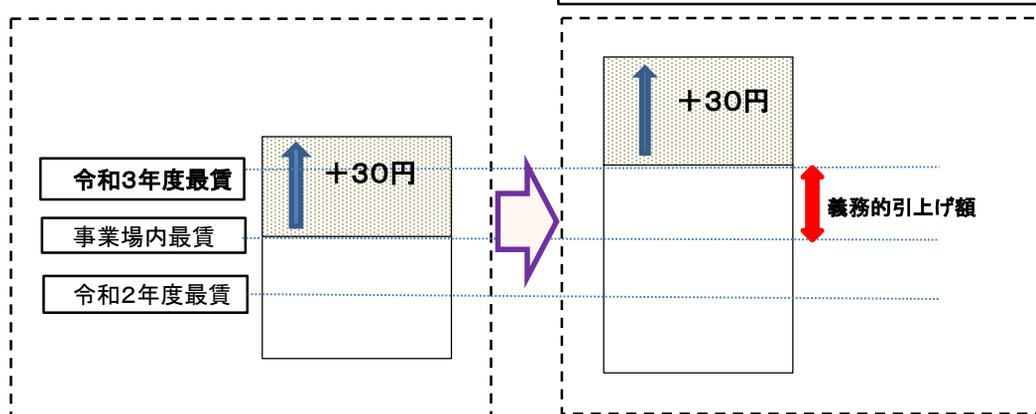
支給

令和3年度地域別最低賃金と事業場内最低賃金の引上げについて

※例えば、30円コースを選択し、事業場内最低賃金の引上げ額を30円と計画した申請において、①発効日（令和3年10月1日予定）の前日までに事業場内最低賃金を引き上げる場合は、30円の引上げのみでよいですが、②発効日（令和3年10月1日予定）以降に事業場内最低賃金を引き上げる場合は、改定後の地域別最低賃金額まで義務的に引き上げたうえで、さらに30円の引上げが必要となります。

①発効日（令和3年10月1日予定）の前日までに事業場内最賃を引き上げる場合

②発効日（令和3年10月1日予定）以降に事業場内最賃を引き上げる場合



働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫

(事業主の方へ)

最低賃金を引き上げた中小企業における 雇用調整助成金等の要件緩和について

概要

業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、令和3年10月から12月までの3ヶ月間の休業については、休業規模要件（1/40以上）を問わず支給する予定です。

対象となる条件

以下の①及び②の条件を満たす場合は、小規模の休業（1/40未満）も対象。

（例：10人規模の中小企業が20日の所定労働日数の月に、4人日分の休業を行った場合も対象）

$$4 \text{ 人日 (休業)} / 200 \text{ 人日 (10人} \times 20 \text{日)} = 1 / 50 < \text{休業企業規模 (1/40)}$$

- ① 令和3年10月から3ヶ月間の休業について、業況特例又は地域特例の対象となる中小企業（令和3年1月8日以降解雇等を行っていない場合に限る。）であること。
- ② 事業場内最低賃金（当該事業場における雇入れ3月を経過した労働者の事業場内で最も低い時間あたりの賃金額。地域別最低賃金との差が30円未満である場合に限る。）を、令和3年7月16日以降、同年12月までの間に、30円以上引き上げること。

※同一都道府県内に地域別最低賃金との差が30円未満である事業場が複数ある事業主は、最も低い事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、他の事業場もこの水準以上に引き上げる必要があります。

※就業規則その他これに準ずるものにより、当該引上げ後の賃金額を事業場で使用する労働者の下限の賃金額とすることを定める必要があります。

※当該引上げの実施日以降の休業について要件緩和が利用できます。

申請手続等

- 雇用保険被保険者、被保険者以外ともに、緊急雇用安定助成金として申請を行っていただきます。
- 緊急雇用安定助成金は、休業に対する助成となります。（教育訓練や出向は対象になりません。）
- 助成率や上限額は業況特例や地域特例と同じになりますが、10月以降の助成率等については8月中にお知らせします。
- 具体的な申請手続等は別途お知らせします。

お問合せ先 ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター
0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

厚生労働省HP

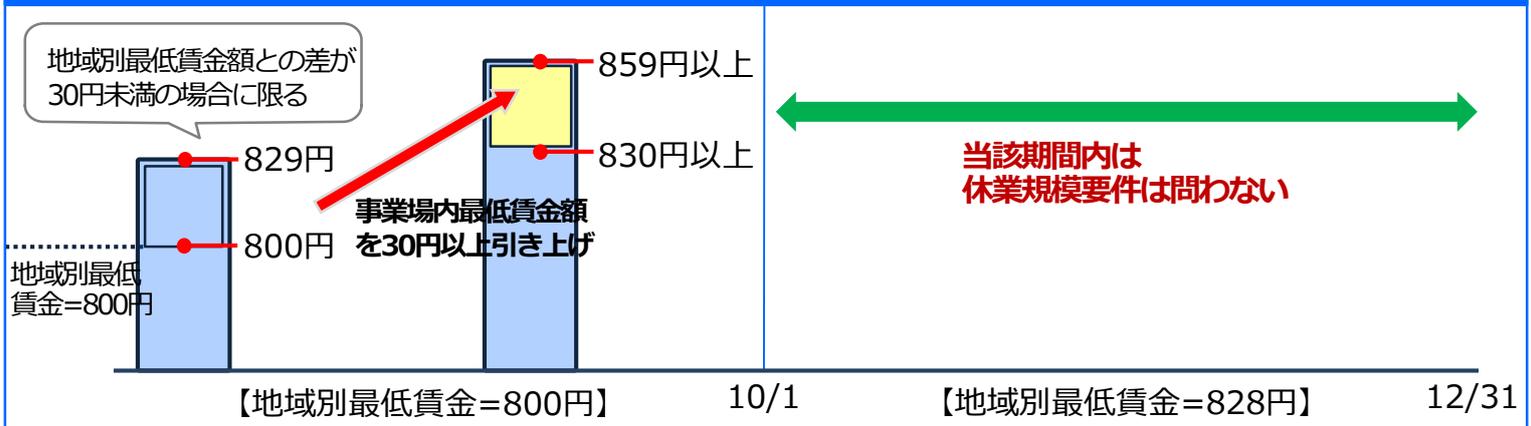


LL030730企01

(要件緩和の対象となるケースのイメージ)

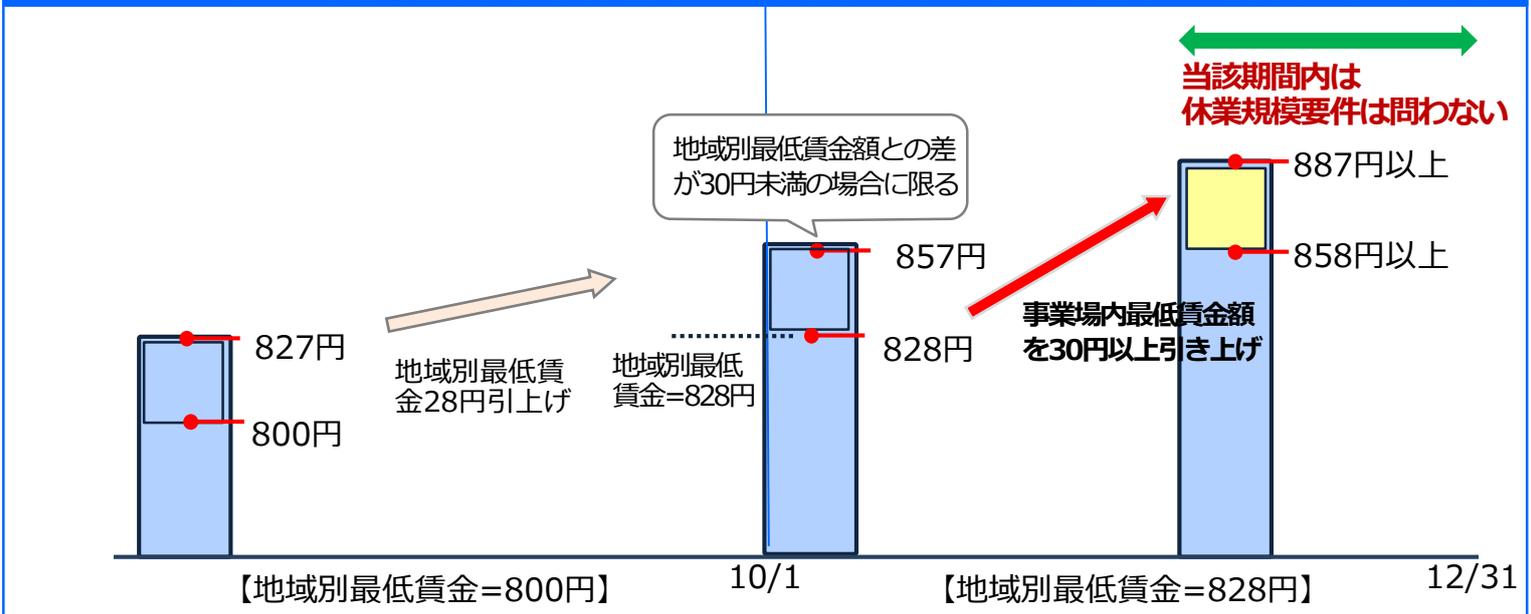
引上げ前の地域別最低賃金が800円。地域別最低賃金の引上げ額が28円。
地域別最低賃金の引上げ日が10月1日の場合。

(ケース1) 10月1日より前に事業場内最低賃金額を引き上げる場合



(ケース2) 10月1日以降に事業場内最低賃金額を引き上げる場合

(10月1日より前の事業場内最低賃金額が、引き上げ後の地域別最低賃金額を下回っている場合)



(ケース3) 10月1日以降に事業場内最低賃金額を引き上げる場合

(10月1日より前の事業場内最低賃金額が、引き上げ後の地域別最低賃金額以上の場合)

